

こんにちは 家畜保健衛生所です

肥育農家のみなさまへのお願い

- EU等向けに輸出される牛肉由来の牛には、EU等で使用が禁止されている動物用医薬品を出生からと畜されるまでの間、一度も使用してはいけないこととなっています。

このうち、我が国で承認されているホスホマイシン(抗菌剤)及びエストラジオール(性ホルモン剤)を含む製剤については、生涯一度も使用していないことを確認した上で輸出する体制を整備する必要があります。

このため、EU向け認定施設に牛を出荷する場合は、両成分を含む製剤を使用していないことの確認として、以下が必要になります。

- ① EU等使用禁止薬剤不使用申告書の提出
- ② EU等使用禁止薬剤不使用合意書の作成・保管

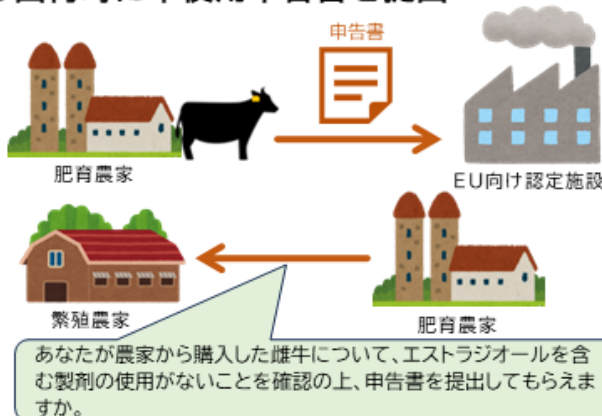


※ 2026年9月3日以降にEU等を通関する牛肉由来の牛に適用

EU等禁止薬剤不使用申告の対応の流れ

対応1 EU等向け認定施設へ出荷時に不使用申告書を提出

肥育牛をEU等向けに輸出する場合、出荷時に、生涯ホスホマイシン及びエストラジオールを含む製剤が使用された履歴がないことを確認の上、EU等向け認定施設へEU使用禁止薬剤不使用申告書を提出。なお、エストラジオールが使用される可能性がある13か月齢以上の雌牛を導入した場合には、不使用申告書(確認先の獣医師名等の記載欄があるもの)の提出を適宜繁殖農家へ後追いで依頼。



対応2 獣医師と連名でEU等使用禁止薬剤不使用合意書の作成・保管

農場全体でEU等で使用が禁止されている薬剤を使用しないことについて獣医師(診療所)との連名で合意書を作成・保存いただくことで農場における不使用記録とみなし、合意書に基づいてEU等使用禁止薬剤不使用申告書を提出します。



● ホスホマイシンとは？

主に子牛の下痢症や肺炎の治療に用いられ、牛に使用できる製剤としては3製剤が承認されている。

● エストラジオールとは？

雌牛の発情誘起等の繁殖目的や胎盤停滞等の治療目的に使用され、牛に使用できる製剤としては3製剤が承認されている。

- なお、両製剤とも代替薬が存在します。

農林水産省によるオンライン説明会が開催されます。詳細は畜産課HPをご確認ください。

<問合せ先>

農林水産省畜産局食肉鶏卵課食肉鶏卵貿易班

TEL：03-6744-2130